

議案第 64 号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

平成 27 年 5 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市税条例等の一部を改正する条例

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、松阪市税条例等の一部を改正する条例について、下記のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

松阪市長 山 中 光 茂

記

松阪市税条例等の一部を改正する条例
(松阪市税条例の一部改正)

第 1 条 松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項の表第 1 号オ中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第 9 条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出（第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第 7 条第 8 項から第 10 項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第 8 項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めるこ

とができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第 7 条第 10 項第 1 号に掲げる事項に変更があったときは、同条第 9 項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の 1 月 10 日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の 1 月 31 日までに、法附則第 7 条第 10 項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第 11 項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第 7 条第 13 項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第 9 条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第 7 条第 13 項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第 7 条の 2 第 4 項に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第 11 条の見出し中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 25 年度又は平成 26 年度」を「平成 28 年度又は平成 29 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 25 年度分又は平成 26 年度分」を「平成 28 年度分又は平成 29 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 25 年度適用土地又は平成 25 年度類似適用土地」を「平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似土地」に、「平成 26 年度分」を「平成 29 年度分」に改める。

附則第 12 条（見出しを含む。）及び第 13 条（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第 16 条 法附則第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号 イ	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号 イ	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

3 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成 28 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号 イ	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

（松阪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 松阪市税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年松阪市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中松阪市税条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 3 項中「附則第 30 条第 3 項第 1 号」を「附則第 30 条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第 30 条第 2 項第 1 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第 30 条第 1 項第 1 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は、初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 82 条第 2 号 イ	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

附則第 1 条第 3 号中「第 82 条の改正規定」を「第 82 条第 2 号イの改正規定（「3,600 円」に係る部分を除く。）」に、「附則第 4 条」を「附則第 4 条第 1 項」に改め、同条第 5 号中「第 52 条第 1 項及び」の次に「第 82 条第 1 号の改正規定、同条第 2 号イの改正規定（「3,600 円」に係る部分に限る。）及び同号ロの改正規定並びに同条第 3 号の改正規定並びに」を加え、「附則第 5 条」を「附則第 4 条第 2 項、第 5 条」に改める。

附則第 4 条中「第 82 条」を「第 82 条第 2 号イ（「3,600 円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 新条例第 82 条第 1 号、第 2 号イ（「3,600 円」に係る部分に限る。）及び同号ロ並びに同条第 3 号の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第 6 条の表中「附則第 16 条」を「附則第 16 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中松阪市税条例等の一部を改正する条例附則第 1 条第 3 号及び第 5 号並びに第 4 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）附則第 9 条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第 9 条第 1 項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

2 新条例附則第 9 条の 2 の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。